

※2店舗以上申請される場合は、本紙をコピーしてお使いください

旧唐津市対象

様式4

【令和2年9月以降に開業した店舗用】店舗ごとの協力金計算書

法人名または 個人事業主名		店舗名	
------------------	--	-----	--

1. 時短要請前の1日あたり飲食業売上高（以下「算定基準売上高」）の計算方法

開店日から令和3年8月19日までの売上高（ア） 円 ※

チェック

※消費税及び地方消費税、テイクアウトやデリバリー（出前・配達）、飲食事業以外の売上を除いています

開店日から令和3年8月19日までの日数合計（イ） 日 ※営業日ではありません

算定基準売上高は (ア) ÷ (イ) = 円 (1円未満の端数切り上げ)

2. 店舗ごとの協力金計算方法

○売上高方式：中小企業と個人事業主の場合

令和3年7月21日以降開店の場合、1日あたりの協力金は2万5,000円になります。

※該当する計算方法の□に✓を付けてください。

A.算定基準売上高が8万3,333円以下（飲食業売上高が確認できる書類は不要）

→1日あたりの協力金は2万5,000円。協力金交付額は です（2万5,000円×7日）

B.算定基準売上高が8万3,333円超、25万円未満

飲食業売上高が確認できる書類が必要です（該当年の確定申告、売上帳簿の写しなど）

①1日あたりの協力金は算定基準売上高×0.3 = (ウ) 円

※千円未満の端数切り上げ。2万5,000円以下の場合はAの該当者です。

②店舗の協力金交付額は (ウ) × 7日 = 円

C.算定基準売上高が25万円超

飲食業売上高が確認できる書類が必要です（該当年の確定申告、売上帳簿の写しなど）

→ 1日あたりの協力金は7万5,000円

→ 店舗の協力金交付額は です（7万5,000円×7日）

○売上高減少額方式：大企業の場合（中小企業・個人事業主も選択可能）

※該当する計算方法の□に✓を付けてください。

D.算定基準売上高よりも令和3年8月の1日あたりの売上高が低い場合

飲食業売上高が確認できる書類が必要です（該当年の確定申告、売上帳簿の写しなど）

①令和3年8月売上高 = (エ) ※

チェック

※消費税及び地方消費税、テイクアウトやデリバリー（出前・配達）、飲食事業以外の売上を除いています

② (エ) ÷ 31日 = (オ) 円 (1円未満の端数切り上げ)

③算定基準売上高 - (オ) = (カ) 円

④ (カ) × 0.4 = (キ) 円 (千円未満の端数切り上げ)

⑤算定基準売上高 × 0.3 = (ク) 円 (千円未満の端数切り上げ)

⑥ (キ) ・ (ク) ・ 20万円のいずれか低い額 (ケ) 円

⑦店舗の協力金交付額は (ケ) × 7日 = 円